

大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞利用内規

(目的)

第1条 この内規は、大阪大学大学院工学研究科・工学部研究用風洞（以下「研究用風洞」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 研究用風洞は、科学技術発展の基盤となる独創的、先端的な学術研究の推進を目的として教育研究のために利用するものとする。

(組織)

第3条 研究用風洞の円滑な管理運営を図るため、研究用風洞運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する内規は、別に定める。

(利用資格)

第4条 研究用風洞を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 工学研究科（以下「研究科」という。）に所属する研究者
- (2) 他部局に所属する研究者
- (3) 学外の研究者

2 前項第1号及び第2号に規定する研究者のグループには、大学院学生及び学部学生を含むことができる。

(利用申請)

第5条 研究用風洞の利用を希望する者は、前条に規定する研究者のグループの代表者（以下「研究代表者」という。）を定め、所定の申請書により、委員会の委員長に申請し、利用の許可を得なければならない。

2 研究代表者は、第4条第1項第1号及び第2号に規定する研究者のグループにあつては教職員を代表者とする。

(利用許可)

第6条 委員会の委員長は、前条の申請があつた場合は、委員会に諮り、委員会が適当と認めた者について、利用を許可するものとする。

2 委員会の委員長は、利用を許可した旨を申請者に通知する。

(利用負担金)

第7条 利用者は、別に定める額の利用負担金を負担するものとする。

(利用条件)

第8条 研究用風洞の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 利用できる時間は、原則として平日9時～17時とする。これ以外の時間に利用する場合は、時間外利用届を提出すること。
- (3) 利用後は速やかに報告書を提出すること。
- (4) 施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって利用すること。研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、委員会の委員長の許可を得ること。
- (5) 前号の変更並びに復旧にかかる費用は、利用者が負担すること。

(利用許可の取消)

第9条 委員会の委員長は、利用者が、この内規及び利用許可条件に違反したときは、利用の許可を取消、又は利用を中止させることができる。

(原状の回復)

第10条 利用者が、故意又は過失により研究用風洞の施設、備品を損傷し、滅失し、又は許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、利用者はこれを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償するものとする。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、研究用風洞の利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月17日から施行する。